

沼津市地域活性化事業補助金交付要綱

平成3年10月29日

告示第90号

(趣旨)

第1条 市長は、活気に満ちたまちづくりを推進するため、地域活性化事業を実施する地域のコミュニティ団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域活性化事業 地域の個性ある文化若しくは産業に基づく地域おこし資源の発掘若しくは整備又は地域の伝統行事の復活若しくは継承のために実施する事業をいう。
- (2) コミュニティ団体 地域住民の連帯意識と生活文化の向上を積極的に増進することを目的として、一定地域（原則として中学校区の単位をいう。）の住民により自主的に結成された団体をいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象事業は、次の各号に該当するものを除き、地域活性化事業のうち市長が認める事業とする。

- (1) 国又は地方公共団体が実施することとされているもの
- (2) 沼津市の他の補助制度の適用を受けるもの
- (3) 事業を実施するコミュニティ団体に当該事業に係る費用負担がないもの
- (4) 事業の効果が個人又は当該コミュニティ団体にもみ及ぶもの
- (5) 事業が、主として視察を目的とするもの
- (6) その他市長が不適當であると認めるもの

(補助の対象経費)

第4条 補助の対象経費は、前条に規定する補助の対象事業の実施に要する経費とする。ただし、食糧費その他の飲食に要する経費を除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助の対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。